

燃料格納設備の検査要領に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 GF 編及び N 編

改正事項

燃料格納設備の検査要領に関する事項

改正理由

2015 年 6 月に開催された第 95 回海上安全委員会（MSC95）において、ガス又は低引火点燃料を使用する船舶の安全に関する国際規則（IGF コード）が決議 MSC.391(95)として採択され、本会も IGF コードの規定を関連規則に取入れている。しかしながら、IGF コードにおいては、現在のところ、燃料格納設備に関する統一解釈等は定められていない。

一方、IGF コードにおける燃料格納設備関連の規定の多くは、液化ガスのばら積運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則（IGC コード）における貨物格納設備関連の規定に基づき、貨物と燃料の違いを考慮し制定されたものである。そのため、貨物格納設備の要件と本質的に同様である規定については、日本造船研究会や IACS 等において検討された IGC コードの条文解釈を適用できるものと判断し、貨物と燃料の違いを考慮の上、実績のある鋼船規則検査要領 N 編における貨物格納設備の検査要領を燃料格納設備の検査要領として規定した。

併せて、見直しに伴い修正の必要のある鋼船規則検査要領 N 編の一部の規定を改めた。

改正内容

燃料格納設備の検査要領を規定した。

改正条項

鋼船規則検査要領 GF 編 GF6.4.1, GF6.4.4, GF6.4.5, GF6.4.6, GF6.4.9, GF6.4.12, GF6.4.13, GF6.4.14, GF6.4.15, GF16.4, GF16.5
鋼船規則検査要領 N 編 N4.13.4, N4.22.3, N4.24.9